

四日市市楠衛生センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市楠衛生センター設置条例の一部を改正する条例

四日市市楠衛生センター設置条例（平成16年四日市市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>資源物を選別及び保管</u>するための施設として四日市市楠町北五味塚1085番地208に四日市市楠衛生センター（以下「衛生センター」という。）を設置する。</p> <p>(処理の範囲及び方法)</p> <p>第2条 衛生センターは、市が収集した<u>資源物並びに市長が適当と認めるもの</u>の<u>選別及び保管</u>を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>廃棄物を衛生的に処理</u>するための施設として四日市市楠町北五味塚1085番地208に四日市市楠衛生センター（以下「衛生センター」という。）を設置する。</p> <p>(処理の範囲及び方法)</p> <p>第2条 衛生センターは、市が収集した<u>廃棄物及び市長が適当と認めるものの</u><u>焼却処理及び再資源化並びにし尿等の</u><u>処理</u>を行う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境部生活環境課)